



2023年9月22日

各 位

会 社 名 株式会社HCSホールディングス
代表者名 代表取締役社長 竹村 正宏
(コード番号：4200 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員管理本部長 高橋 峰輝
(TEL. 03-5690-9435)

(訂正)「株式会社エル・ティー・エスによる当社株券等に対する
公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正について

当社が2023年8月31日に公表しました標記開示資料(同年9月1日付の「(訂正)『株式会社エル・ティー・エスによる当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ』の一部訂正について」により変更された事項を含みます。)について、株式会社エル・ティー・エス(以下「公開買付者」といいます。)が、2023年9月22日付で、当社の主要株主及び筆頭株主であるBIPROGY株式会社(以下「BIPROGY」といいます。)との間で、同社が所有する当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)の全てについて、当社株式及び当社の新株予約権に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に応募する旨の応募契約が締結されたことに伴い、一部訂正がございましたのでお知らせいたします。訂正箇所は下線を付して表示しております。

また、標記開示資料の(参考)「株式会社HCSホールディングス株券等(証券コード4200)に対する公開買付けの開始及び資金の借入れに関するお知らせ」(別添)の記載内容に一部訂正がございましたので、添付のとおり訂正いたします。

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

本公開買付けに際して、公開買付者は、本日付で、①(i)当社の主要株主及び第2位の大株主であり当社の取締役である宮本公氏(以下「宮本公氏」といいます。)との間で、宮本公氏が所有する当社株式の全て(所有株式数：313,800株、所有割合(注1)：10.48%(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、比率の計算において、他の取扱いを定めていない限り同じです。))を、(ii)当社の第3位の大株主であり宮本公氏の資産管理会社である株式会社東陽建物(以下「東陽建物」といいます。)との間で、東陽建物が所有する当社株式の全て(所有株式数：202,800株、所有割合：6.77%)をそれぞれ本公開買付けに応募する旨の契約(以下、宮本公氏及び東陽建物との間の契約を「本応募契約(宮本氏)」と総称します。)を、②当社の大株主である株式会社きんでん(以下「きんでん」といいます。)との間で、きんでんが所有する当社株式の全て(所有株式数：60,000株、所有割合：2.00%)を本公開買付けに応募する旨の契約(以下、きんでんとの間の契約を「本応募契約(きんでん)」といいます。)

をそれぞれ締結しているとのことです（公開買付者との間で本応募契約（宮本氏）及び本応募契約（きんでん）を締結した当社の株主（所有株式数の合計：576,600株、所有割合の合計：19.25%、以下「本応募合意株式」といいます。）を以下「本応募株主」と総称します。）。

本応募契約（宮本氏）及び本応募契約（きんでん）の概要については、下記「4 公開買付者と自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「① 本応募契約（宮本氏）」及び「② 本応募契約（きんでん）」をそれぞれご参照ください。

<後略>

（訂正後）

<前略>

本公開買付けに際して、公開買付者は、2023年8月31日付で、①（i）当社の主要株主及び第2位の大株主であり当社の取締役である宮本公氏（以下「宮本公氏」といいます。）との間で、宮本公氏が所有する当社株式の全て（所有株式数：313,800株、所有割合（注1）：10.48%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、比率の計算において、他の取扱いを定めていない限り同じです。))を、（ii）当社の第3位の大株主であり宮本公氏の資産管理会社である株式会社東陽建物（以下「東陽建物」といいます。）との間で、東陽建物が所有する当社株式の全て（所有株式数：202,800株、所有割合：6.77%）をそれぞれ本公開買付けに応募する旨の契約（以下、宮本公氏及び東陽建物との間の契約を「本応募契約（宮本氏）」と総称します。）を、②当社の大株主である株式会社きんでん（以下「きんでん」といいます。）との間で、きんでんが所有する当社株式の全て（所有株式数：60,000株、所有割合：2.00%）を本公開買付けに応募する旨の契約（以下、きんでんとの間の契約を「本応募契約（きんでん）」といいます。）を、③当社の主要株主及び筆頭株主であるB I P R O G Y株式会社（以下「B I P R O G Y」といいます。）との間で、B I P R O G Yが所有する当社株式の全て（所有株式数：372,000株、所有割合：12.42%）を本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（B I P R O G Y）」といいます。）を、それぞれ締結しているとのことです（公開買付者との間で本応募契約（宮本氏）、本応募契約（きんでん） 及び本応募契約（B I P R O G Y）を締結した当社の株主（所有株式数の合計：948,600株、所有割合の合計：31.67%、以下「本応募合意株式」といいます。）を以下「本応募株主」と総称します。）。

本応募契約（宮本氏）、本応募契約（きんでん） 及び本応募契約（B I P R O G Y）の概要については、下記「4 公開買付者と自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「① 本応募契約（宮本氏）」、「② 本応募契約（きんでん）」及び「③ 本応募契約（B I P R O G Y）」をそれぞれご参照ください。

<後略>

- ② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

（訂正前）

<前略>

公開買付者は、上記当社との間の協議・検討と並行して、宮本公氏及び東陽建物に対しては2023年8月8日に、きんでんに対しては2023年8月10日に、本取引を実施する意向がある旨をそれぞれ説明するとともに、本取引を実施した場合の本公開買付けへの応募についてそれぞれ打診を行ったとのことです。当該説明及び打診を行った際、宮本公氏及び東陽建物並びにきんでんから、それぞれ本取引の趣旨に賛同し、本公開買付け価格次第ではあるものの、本公開買付けに応募することを前向きに検討する旨の回答を得たとのことです。その後、公開買付者は、2023年8月28日、宮本公氏及び東陽建物に対

して本応募契約（宮本氏）のドラフトを、きんでんに対して本応募契約（きんでん）のドラフトをそれぞれ提示するとともに、本公開買付価格を1,800円としたい旨伝達し、宮本公氏、東陽建物及びきんでんから、それぞれ応募契約を締結することに応諾する予定である旨の回答を得たとのことです。その後、公開買付者は、2023年8月31日に、宮本公氏及び東陽建物との間において本応募契約（宮本氏）を、きんでんとの間において本応募契約（きんでん）をそれぞれ締結したとのことです。なお、本応募契約（宮本氏）及び本応募契約（きんでん）の詳細につきましては、下記「4 公開買付者と自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「① 本応募契約（宮本氏）」及び「② 本応募契約（きんでん）」をそれぞれご参照ください。

以上の検討、協議及び判断を踏まえ、公開買付者は、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、2023年8月31日開催の取締役会において、本公開買付けを実施すること、宮本公氏及び東陽建物との間で本応募契約（宮本氏）、きんでんとの間で本応募契約（きんでん）をそれぞれ締結することを決議したとのことです。

<後略>

（訂正後）

<前略>

公開買付者は、上記当社との間の協議・検討と並行して、宮本公氏及び東陽建物に対しては2023年8月8日に、きんでんに対しては2023年8月10日に、本取引を実施する意向がある旨をそれぞれ説明するとともに、本取引を実施した場合の本公開買付けへの応募についてそれぞれ打診を行ったとのことです。当該説明及び打診を行った際、宮本公氏及び東陽建物並びにきんでんから、それぞれ本取引の趣旨に賛同し、本公開買付価格次第ではあるものの、本公開買付けに応募することを前向きに検討する旨の回答を得たとのことです。その後、公開買付者は、2023年8月28日、宮本公氏及び東陽建物に対して本応募契約（宮本氏）のドラフトを、きんでんに対して本応募契約（きんでん）のドラフトをそれぞれ提示するとともに、本公開買付価格を1,800円としたい旨伝達し、宮本公氏、東陽建物及びきんでんから、それぞれ応募契約を締結することに応諾する予定である旨の回答を得たとのことです。その後、公開買付者は、2023年8月31日に、宮本公氏及び東陽建物との間において本応募契約（宮本氏）を、きんでんとの間において本応募契約（きんでん）をそれぞれ締結したとのことです。その後、公開買付者は、2023年9月5日に、B I P R O G Yに対して本応募契約（B I P R O G Y）締結の打診を行ったところ、同日、B I P R O G Yから本応募契約（B I P R O G Y）を締結することに応諾する予定である旨の連絡を受け、2023年9月22日に、B I P R O G Yとの間において本応募契約（B I P R O G Y）を締結したとのことです。なお、本応募契約（宮本氏）、本応募契約（きんでん）及び本応募契約（B I P R O G Y）の詳細につきましては、下記「4 公開買付者と自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「① 本応募契約（宮本氏）」、「② 本応募契約（きんでん）」及び「③ 本応募契約（B I P R O G Y）」をそれぞれご参照ください。

以上の検討、協議及び判断を踏まえ、公開買付者は、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、2023年8月31日開催の取締役会において、本公開買付けを実施すること、宮本公氏及び東陽建物との間で本応募契約（宮本氏）、きんでんとの間で本応募契約（きんでん）をそれぞれ締結することを決議し、2023年9月22日付取締役会において、B I P R O G Yとの間で本応募契約（B I P R O G Y）を締結することを決議したとのことです。

<後略>

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑧ マジヨリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) に相当する数を上回る買付予定数の下限の設定

(訂正前)

公開買付者は、買付予定数の下限を 1,997,000 株 (所有割合 : 66.67%) に設定しており、応募株券等の合計が買付予定数の下限(1,997,000 株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。かかる買付予定数の下限である 1,997,000 株は、本基準株式数 (2,995,500 株) から本応募合意株式 (576,600 株) を控除した株式数 (2,418,900 株) の過半数に相当する株式数 (1,053,451 株 (小数点未満切り上げ)、所有割合 : 40.38%)。すなわち、公開買付者と利害関係を有しない当社の株主が所有する当社株式の数の過半数、いわゆる「マジヨリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する数にあたります。)に、本応募合意株式 (576,600 株) を加算した株式数 (1,786,051 株、所有割合 : 59.62%) を上回るものとなります。このように、本公開買付けは、公開買付者と利害関係を有しない当社の株主から過半数の賛同が得られない場合には成立せず、当社の少数株主の皆様を重視したものであると考えているとのことです。

(訂正後)

公開買付者は、買付予定数の下限を 1,997,000 株 (所有割合 : 66.67%) に設定しており、応募株券等の合計が買付予定数の下限(1,997,000 株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。かかる買付予定数の下限である 1,997,000 株は、本基準株式数 (2,995,500 株) から本応募合意株式 (948,600 株) を控除した株式数 (2,046,900 株) の過半数に相当する株式数 (1,023,451 株 (小数点未満切り上げ)、所有割合 : 34.17%)。すなわち、公開買付者と利害関係を有しない当社の株主が所有する当社株式の数の過半数、いわゆる「マジヨリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する数にあたります。)に、本応募合意株式 (948,600 株) を加算した株式数 (1,972,051 株、所有割合 : 65.83%) を上回るものとなります。このように、本公開買付けは、公開買付者と利害関係を有しない当社の株主から過半数の賛同が得られない場合には成立せず、当社の少数株主の皆様を重視したものであると考えているとのことです。

4. 公開買付者と自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

(訂正前)

<前略>

② 本応募契約 (きんでん)

<後略>

(訂正後)

<前略>

② 本応募契約 (きんでん)

<中略>

③ 本応募契約 (B I P R O G Y)

公開買付者は、2023年9月22日付で、当社の主要株主及び筆頭株主であるB I P R O G Yとの間で、

B I P R O G Yが所有する当社株式の全て（所有株式数：372,000株、所有割合：12.42%）を本公開買付けに応募する旨の本応募契約（B I P R O G Y）を締結しており、応募対象株式について、本公開買付けに応募し、かかる応募を撤回しない旨を合意しているとのことです。また、B I P R O G Yは、本応募契約（B I P R O G Y）の締結日後、決済の開始日までの間、応募対象株式の譲渡、担保設定その他の処分等の取引を行わず、また、第三者との間で競合取引等を行わない旨合意しているとのことです。さらに、B I P R O G Yは、決済の開始日以前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会が開催される場合、当該株主総会における応募対象株式に係る議決権その他の権利の行使について、公開買付者の選択に従い、(i)公開買付者の指示に従って当該権利行使を行い、又は(ii)公開買付者の指示に従い委任状を交付して代理権を授与し、かつ、かかる代理権の授与を撤回しない旨を合意しているとのことです。加えて、B I P R O G Yは、本応募契約（B I P R O G Y）の締結日以降、公開買付者の事前の書面による承諾なしに、当社の株主総会の招集請求権、議題提案権及び議案提案権その他の株主権を行使しない旨を合意しているとのことです。本応募契約（B I P R O G Y）は、契約当事者が書面により合意した場合、又は本公開買付けが撤回された若しくは不成立となった場合に終了するとのことです。

本応募契約（B I P R O G Y）において、B I P R O G Yは、以下の事由が全て充足されていることを条件として、本公開買付けに応募し、当該応募を撤回せず、当該応募の結果成立した当社株式の買付けに係る契約を解除しない義務を履行するものとされているとのことです。なお、B I P R O G Yは、その任意の裁量により、かかる事由のいずれも放棄して本公開買付けに応募する義務を履行することができるものとされているとのことです。

- ・ 本応募契約（B I P R O G Y）の締結日において、公開買付者の表明及び保証（注25）が重要な点において全て真実かつ正確であること。
- ・ 公開買付者において、本応募契約（B I P R O G Y）の締結日までに本応募契約（B I P R O G Y）に基づき履行又は遵守すべき義務（注26）が、重要な点において全て履行又は遵守されていること。
- ・ 本公開買付けで企図される公開買付者による当社株式の買付けが法令等に違反しておらず、かつ、司法・行政機関等により本公開買付けで企図される公開買付者による当社株式の買付けが法令等に違反する旨又は実施を停止若しくは延期すべき旨の指導・回答・勧告その他措置・処分がないこと。

（注25）本応募契約（B I P R O G Y）において、公開買付者は、(a)公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、(b)公開買付者による本応募契約（B I P R O G Y）の適法かつ有効な締結及び履行、(c)公開買付者に対する本応募契約（B I P R O G Y）の強制執行可能性、(d)公開買付者による本応募契約（B I P R O G Y）の締結及び履行のために必要な許認可等の取得・履践、(e)公開買付者による本応募契約（B I P R O G Y）の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、(f)公開買付者と反社会的勢力等との関係の不存在、(g)公開買付者に関する倒産手続等の不存在について表明及び保証を行っているとのことです。

（注26）本応募契約（B I P R O G Y）において、公開買付者は、(a)補償義務、(b)秘密保持義務、(c)本応募契約（B I P R O G Y）上の地位又は本応募契約（B I P R O G Y）に基づく権利義務の譲渡禁止義務等を負っているとのことです。

なお、本応募契約（B I P R O G Y）以外に、B I P R O G Yとの間で本公開買付けに関する合意は存在せず、また、本公開買付けにおいてB I P R O G Yが応募する当社株式に係る対価以外に、本取引に関して公開買付者からB I P R O G Yに対して供与される利益は存在しないとのことです。

以上

各位

会社名 株式会社エル・ティー・エス
代表者名 代表取締役社長 樺島 弘明
(コード番号：6560 東証プライム)
取締役副社長
問い合わせ先 上席執行役員 李 成一
グループ経営推進室長
TEL. 03-6897-6140

(訂正)「株式会社HCSホールディングス株券等(証券コード 4200)に対する 公開買付けの開始及び資金の借入れに関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

株式会社エル・ティー・エス(以下「公開買付者」といいます。)は、株式会社HCSホールディングス(証券コード 4200、株式会社東京証券取引所スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)及び新株予約権に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を2023年9月1日から開始しておりますが、2023年9月22日付で、対象者の主要株主及び筆頭株主であるBIPROGY株式会社(以下「BIPROGY」といいます。)が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の契約を締結したことに伴い、2023年9月1日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、2023年8月31日付で公表いたしました表記開示資料について、その内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、かかる変更は、法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等を変更するものではありません。訂正箇所につきましては、下線を付しております。

記

I 本公開買付けについて

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

【訂正前】

<前略>

本公開買付けに際して、公開買付者は、本日付で、①(i)対象者の主要株主及び第2位の大株主であり対象者の取締役である宮本公氏(以下「宮本公氏」といいます。)との間で、宮本公氏が所有する対象者株式の全て(所有株式数：313,800株、所有割合(注1)：10.48%(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、比率の計算において、他の取扱いを定めていない限り同じです。))を、(ii)対象者の第3位の大株主であり宮本公氏の資産管理会社である株式会社東陽建物(以下「東陽建物」といいます。)との間で、東陽建物が所有する対象者株式の全て(所有株式数：202,800株、所有割合：6.77%)をそれぞれ本公開買付けに応募する旨の契約(以下、宮本公氏及び東陽建物との間の契約を「本応募契約(宮本氏)」と総称します。)を、②対象者の大株主である株式会社きんでん(以下「きんでん」といいます。)との間で、きんでんが所有する対象者株式の全て(所有株式数：60,000株、所有割合：2.00%)

を本公開買付けに応募する旨の契約（以下、きんでんとの間の契約を「本応募契約（きんでん）」といいます。）をそれぞれ締結しております（公開買付者との間で本応募契約（宮本氏）及び本応募契約（きんでん）を締結した対象者の株主（所有株式数の合計：576,600株、所有割合の合計：19.25%、以下「本応募合意株式」といいます。）を以下「本応募株主」と総称します。）。本応募契約（宮本氏）及び本応募契約（きんでん）の概要については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本応募契約（宮本氏）」及び「② 本応募契約（きんでん）」をそれぞれご参照ください。

<後略>

【訂正後】

<前略>

本公開買付けに際して、公開買付者は、2023年8月31日付で、①(i) 対象者の主要株主及び第2位の大株主であり対象者の取締役である宮本公氏（以下「宮本公氏」といいます。）との間で、宮本公氏が所有する対象者株式の全て（所有株式数：313,800株、所有割合（注1）：10.48%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、比率の計算において、他の取扱いを定めていない限り同じです。))を、(ii) 対象者の第3位の大株主であり宮本公氏の資産管理会社である株式会社東陽建物（以下「東陽建物」といいます。）との間で、東陽建物が所有する対象者株式の全て（所有株式数：202,800株、所有割合：6.77%）をそれぞれ本公開買付けに応募する旨の契約（以下、宮本公氏及び東陽建物との間の契約を「本応募契約（宮本氏）」と総称します。）を、②対象者の大株主である株式会社きんでん（以下「きんでん」といいます。）との間で、きんでんが所有する対象者株式の全て（所有株式数：60,000株、所有割合：2.00%）を本公開買付けに応募する旨の契約（以下、きんでんとの間の契約を「本応募契約（きんでん）」といいます。）を、③さらに2023年9月22日付で、対象者の主要株主及び筆頭株主であるB I P R O G Y株式会社（以下「B I P R O G Y」といいます。）との間で、B I P R O G Yが所有する対象者株式の全て（所有株式数：372,000株、所有割合：12.42%）を本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（B I P R O G Y）」といいます。）を、それぞれ締結しております（公開買付者との間で本応募契約（宮本氏）、本応募契約（きんでん）及び本応募契約（B I P R O G Y）を締結した対象者の株主（所有株式数の合計：948,600株、所有割合の合計：31.67%、以下「本応募合意株式」といいます。）を以下「本応募株主」と総称します。）。本応募契約（宮本氏）、本応募契約（きんでん）及び本応募契約（B I P R O G Y）の概要については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本応募契約（宮本氏）」、「② 本応募契約（きんでん）」及び「③ 本応募契約（B I P R O G Y）」をそれぞれご参照ください。

<後略>

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

【訂正前】

<前略>

公開買付者は、上記対象者との間の協議・検討と並行して、宮本公氏及び東陽建物に対しては 2023 年 8 月 8 日に、きんでんに対しては 2023 年 8 月 10 日に、本取引を実施する意向がある旨をそれぞれ説明するとともに、本取引を実施した場合の本公開買付けへの応募についてそれぞれ打診を行いました。当該説明及び打診を行った際、宮本公氏及び東陽建物並びにきんでんから、それぞれ本取引の趣旨に賛同し、本公開買付価格次第ではあるものの、本公開買付けに応募することを前向きに検討する旨の回答を得ました。その後、公開買付者は、2023 年 8 月 28 日、宮本公氏及び東陽建物に対して本応募契約（宮本氏）のドラフトを、きんでんに対して本応募契約（きんでん）のドラフトをそれぞれ提示するとともに、本公開買付価格を 1,800 円としたい旨伝達し、宮本公氏、東陽建物及びきんでんから、それぞれ応募契約を締結することに応諾する予定である旨の回答を得ました。その後、公開買付者は、本日、宮本公氏及び東陽建物との間において本応募契約（宮本氏）を、きんでんとの間において本応募契約（きんでん）をそれぞれ締結いたしました。なお、本応募契約（宮本氏）及び本応募契約（きんでん）の詳細につきましては、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」「① 本応募契約（宮本氏）」及び「② 本応募契約（きんでん）」をそれぞれご参照ください。

以上の検討、協議及び判断を踏まえ、公開買付者は、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、本日開催の取締役会において、本公開買付けを実施すること、宮本公氏及び東陽建物との間で本応募契約（宮本氏）、きんでんとの間で本応募契約（きんでん）をそれぞれ締結することを決議しました。

【訂正後】

<前略>

公開買付者は、上記対象者との間の協議・検討と並行して、宮本公氏及び東陽建物に対しては 2023 年 8 月 8 日に、きんでんに対しては 2023 年 8 月 10 日に、本取引を実施する意向がある旨をそれぞれ説明するとともに、本取引を実施した場合の本公開買付けへの応募についてそれぞれ打診を行いました。当該説明及び打診を行った際、宮本公氏及び東陽建物並びにきんでんから、それぞれ本取引の趣旨に賛同し、本公開買付価格次第ではあるものの、本公開買付けに応募することを前向きに検討する旨の回答を得ました。その後、公開買付者は、2023 年 8 月 28 日、宮本公氏及び東陽建物に対して本応募契約（宮本氏）のドラフトを、きんでんに対して本応募契約（きんでん）のドラフトをそれぞれ提示するとともに、本公開買付価格を 1,800 円としたい旨伝達し、宮本公氏、東陽建物及びきんでんから、それぞれ応募契約を締結することに応諾する予定である旨の回答を得ました。その後、公開買付者は、2023 年 8 月 31 日に、宮本公氏及び東陽建物との間において本応募契約（宮本氏）を、きんでんとの間において本応募契約（きんでん）をそれぞれ締結いたしました。その後、公開買付者は、2023 年 9 月 5 日に、B I P R O G Y に対して本応募契約（B I P R O G Y）締結の打診を行ったところ、同日、B I P R O G Y から本応募契約（B I P R O G Y）を締結することに応諾する予定である旨の連絡を受け、2023 年 9 月 22 日に、B I P R O G Y との間において本応募契約（B I P R O G Y）を締結いたしました。なお、本応募契約（宮本氏）、本応募契約（きんでん）及び本応募契約（B I P R O G Y）の詳細につきましては、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本応募契約（宮本氏）」、「② 本応募契約（きんでん）」及び「③ 本応募契約（B I P R O G Y）」をそれぞれご参照ください。

以上の検討、協議及び判断を踏まえ、公開買付者は、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、2023 年 8 月 31 日開催の取締役会において、本公開買付けを実施すること、宮本公氏及び東陽建物との間で本応募契約（宮本氏）、きんでんとの間で本応募契約（きんでん）をそれぞれ締結することを決議し、2023 年 9 月 22 日付取締役会において、B I P R O G Y との間で本応募契約（B I P R O G Y）を締結することを決議しました。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑧ マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)に相当する数を上回る買付予定数の下限の設定

【訂正前】

公開買付者は、買付予定数の下限を 1,997,000 株（所有割合：66.67%）に設定しており、応募株券等の合計が買付予定数の下限（1,997,000 株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。かかる買付予定数の下限である 1,997,000 株は、本基準株式数（2,995,500 株）から本応募合意株式（576,600 株）を控除した株式数（2,418,900 株）の過半数に相当する株式数（1,209,451 株（小数点未満切り上げ）、所有割合：40.38%。すなわち、公開買付者と利害関係を有しない対象者の株主が所有する対象者株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する数にあたります。）に、本応募合意株式（576,600 株）を加算した株式数（1,786,051 株、所有割合：59.62%）を上回るものとなります。このように、本公開買付けは、公開買付者と利害関係を有しない対象者の株主から過半数の賛同が得られない場合には成立せず、対象者の少数株主の皆様の意思を重視したものであると考えております。

【訂正後】

公開買付者は、買付予定数の下限を 1,997,000 株（所有割合：66.67%）に設定しており、応募株券等の合計が買付予定数の下限（1,997,000 株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。かかる買付予定数の下限である 1,997,000 株は、本基準株式数（2,995,500 株）から本応募合意株式（948,600 株）を控除した株式数（2,046,900 株）の過半数に相当する株式数（1,023,451 株（小数点未満切り上げ）、所有割合：34.17%。すなわち、公開買付者と利害関係を有しない対象者の株主が所有する対象者株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する数にあたります。）に、本応募合意株式（948,600 株）を加算した株式数（1,972,051 株、所有割合：65.83%）を上回るものとなります。このように、本公開買付けは、公開買付者と利害関係を有しない対象者の株主から過半数の賛同が得られない場合には成立せず、対象者の少数株主の皆様の意思を重視したものであると考えております。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

【訂正前】

②本応募契約（きんでん）

<前略>

<後略>

【訂正後】

②本応募契約（きんでん）

<前略>

<中略>

③本応募契約（B I P R O G Y）

公開買付者は、2023年9月22日付で、対象者の主要株主及び筆頭株主であるB I P R O G Yとの間で、B I P R O G Yが所有する対象者株式の全て（所有株式数：372,000株、所有割合：12.42%）を本公開買付けに応募する旨の本応募契約（B I P R O G Y）を締結しており、応募対象株式について、本公開買付けに応募し、かかる応募を撤回しない旨を合意しております。また、B I P R O G Yは、本応募契約（B I P R O G Y）の締結日後、決済の開始日までの間、応募対象株式の譲渡、担保設定その他の処分等の取引を行わず、また、第三者との間で競合取引等を行わない旨合意しております。さらに、B I P R O G Yは、決済の開始日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、当該株主総会における応募対象株式に係る議決権その他の権利の行使について、公開買付者の選択に従い、(i)公開買付者の指示に従って当該権利行使を行い、又は(ii)公開買付者の指示に従い委任状を交付して代理権を授与し、かつ、かかる代理権の授与を撤回しない旨を合意しております。加えて、B I P R O G Yは、本応募契約（B I P R O G Y）の締結日以降、公開買付者の事前の書面による承諾なしに、対象者の株主総会の招集請求権、議題提案権及び議案提案権その他の株主権を行使しない旨を合意しております。本応募契約（B I P R O G Y）は、契約当事者が書面により合意した場合、又は本公開買付けが撤回された若しくは不成立となった場合に終了いたします。

本応募契約（B I P R O G Y）において、B I P R O G Yは、以下の事由が全て充足されていることを条件として、本公開買付けに応募し、当該応募を撤回せず、当該応募の結果成立した対象者株式の買付けに係る契約を解除しない義務を履行するものとされています。なお、B I P R O G Yは、その任意の裁量により、かかる事由のいずれも放棄して本公開買付けに応募する義務を履行することができるものとされています。

- ・ 本応募契約（B I P R O G Y）の締結日において、公開買付者の表明及び保証（注 25）が重要な点において全て真実かつ正確であること。
- ・ 公開買付者において、本応募契約（B I P R O G Y）の締結日までに本応募契約（B I P R O G Y）に基づき履行又は遵守すべき義務（注 26）が、重要な点において全て履行又は遵守されていること。
- ・ 本公開買付けで企図される公開買付者による対象者株式の買付けが法令等に違反しておらず、かつ、司法・行政機関等により本公開買付けで企図される公開買付者による対象者株式の買付けが法令等に違反する旨又は実施を停止若しくは延期すべき旨の指導・回答・勧告その他措置・処分がないこと。

（注 25）本応募契約（B I P R O G Y）において、公開買付者は、(a)公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、(b)公開買付者による本応募契約（B I P R O G Y）の適法かつ有効な締結及び履行、(c)公開買付者に対する本応募契約（B I P R O G Y）の強制執行可能性、(d)公開買付者による本応募契約（B I P R O G Y）の締結及び履行のために必要な許認可等の取得・履践、(e)公開買付者による本応募契約（B I P R O G Y）の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、(f)公開買付者と反社会的勢力等との関係の不存在、(g)公開買付者に関する倒産手続等の不存在について表明及び保証を行っています。

（注 26）本応募契約（B I P R O G Y）において、公開買付者は、(a)補償義務、(b)秘密保持義務、(c)本応募契約（B I P R O G Y）上の地位又は本応募契約（B I P R O G Y）に基づく権利義務の譲渡禁止義務等を負っています。

なお、本応募契約（B I P R O G Y）以外に、B I P R O G Yとの間で本公開買付けに関する合意は存在せず、また、本公開買付けにおいてB I P R O G Yが応募する対象者株式に係る対価以外に、本取引に関して公開買付者からB I P R O G Yに対して供与される利益は存在しません。

2. 買付け等の概要

(5) 買付け等の価格の算定根拠等

② 算定の経緯

【訂正前】

<前略>

公開買付者は、上記対象者との間の協議・検討と並行して、宮本公氏及び東陽建物に対しては 2023 年 8 月 8 日に、きんでんに対しては 2023 年 8 月 10 日に、本取引を実施する意向がある旨をそれぞれ説明するとともに、本取引を実施した場合の本公開買付けへの応募についてそれぞれ打診を行いました。当該説明及び打診を行った際、宮本公氏及び東陽建物並びにきんでんから、それぞれ本取引の趣旨に賛同し、本公開買付価格次第ではあるものの、本公開買付けに応募することを前向きに検討する旨の回答を得ました。その後、公開買付者は、2023 年 8 月 28 日、宮本公氏及び東陽建物に対して本応募契約（宮本氏）のドラフトを、きんでんに対して本応募契約（きんでん）のドラフトをそれぞれ提示するとともに、本公開買付価格を 1,800 円としたい旨伝達し、宮本公氏、東陽建物及びきんでんから、それぞれ応募契約を締結することに応諾する予定である旨の回答を得ました。その後、公開買付者は、本日、宮本公氏及び東陽建物との間において本応募契約（宮本氏）を、きんでんとの間において本応募契約（きんでん）をそれぞれ締結いたしました。

以上の検討、協議及び判断を踏まえ、公開買付者は、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、本日、本公開買付けを実施すること、宮本公氏及び東陽建物との間で本応募契約（宮本氏）、きんでんとの間で本応募契約（きんでん）をそれぞれ締結することを決議しました。

<後略>

【訂正後】

<前略>

公開買付者は、上記対象者との間の協議・検討と並行して、宮本公氏及び東陽建物に対しては 2023 年 8 月 8 日に、きんでんに対しては 2023 年 8 月 10 日に、本取引を実施する意向がある旨をそれぞれ説明するとともに、本取引を実施した場合の本公開買付けへの応募についてそれぞれ打診を行いました。当該説明及び打診を行った際、宮本公氏及び東陽建物並びにきんでんから、それぞれ本取引の趣旨に賛同し、本公開買付価格次第ではあるものの、本公開買付けに応募することを前向きに検討する旨の回答を得ました。その後、公開買付者は、2023 年 8 月 28 日、宮本公氏及び東陽建物に対して本応募契約（宮本氏）のドラフトを、きんでんに対して本応募契約（きんでん）のドラフトをそれぞれ提示するとともに、本公開買付価格を 1,800 円としたい旨伝達し、同日、宮本公氏、東陽建物及びきんでんから、それぞれ応募契約を締結することに応諾する予定である旨の回答を得ました。その後、公開買付者は、2023 年 8 月 31 日に、宮本公氏及び東陽建物との間において本応募契約（宮本氏）を、きんでんとの間において本応募契約（きんでん）をそれぞれ締結いたしました。その後、公開買付者は、2023 年 9 月 5 日に、B I P R O G Y に対して本応募契約（B I P R O G Y）締結の打診を行ったところ、同日、B I P R O G Y から本応募契約（B I P R O G Y）を締結することに応諾する予定である旨の連絡を受け、2023 年 9 月 22 日に、B I P R O G Y との間において本応募契約（B I P R O G Y）を締結いたしました。

以上の検討、協議及び判断を踏まえ、公開買付者は、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、2023 年 8 月 31 日開催の取締役会において、本公開買付けを実施すること、宮本公氏及び東陽建物との間で本応募契約（宮本氏）、きんでんとの間で本応募契約（きんでん）をそれぞれ締結することを決議し、2023 年 9 月 22 日付取締役会において、B I P R O G Y との間で本応募契約（B I P R O G Y）を締結することを決議しました。

<後略>

以 上